

空家解体補助金の流れ

1. 空家解体の補助金に補助対象に該当するか確認する。

【対象となる要件】

- 個人の所有である
- 利活用等の見込みがない
- 倒壊等の恐れがある
- 建て替えを目的としていない
- 解体及び撤去により更地にする
- 福島県や湯川村の他の補助金を同時に受けていない

2. 湯川村へ交付申請する。

【必要な書類】

- 湯川村空家解体事業補助金交付申請書
- 解体する空家の位置図
- 解体する空家の解体費用の見積書
- 解体する空家の現在の状況が分かる写真
- 解体する空家の所有者の委任状
(申請者が所有者ではない場合のみ)
- 湯川村空家解体事業空家解体同意書
(空家の所有者と空家の所在地の所有者が違う場合のみ)

3. 湯川村から交付決定通知が送られてくる。

4. 空家解体を業者へ依頼し、解体する。

5. 湯川村へ実績を報告する。

【必要な書類】

- 湯川村空家解体事業補助金実績報告書
- 空家の解体に係る契約書の写し
- 解体費用を支払ったことを証する解体業者からの領収書の写し
- 空家の解体に係る経費の内訳書の写し
- 空家解体後の空家があった土地の写真
- 廃棄物処理に関する証明書類

6. 湯川村から交付額確定の通知が送られてくる。

7. 請求書を湯川村へ提出する。(実際は5と同時に提出してもらいます。)

【必要な書類】

- 湯川村空家解体事業補助金請求書
- 金融機関名、支店名及び口座番号の分かる預貯金通帳の写し